

改憲阻止にむけての私たちの課題

飯島 滋明(名古屋学院大学)

(1) 改憲をめぐる政治的状況

2021年10月31日の衆議院選挙。自民党、公明党、日本維新の会、国民民主党の改憲政党は4分の3以上の議席を占めた。改憲勢力が躍進した結果、改憲の動きが活発化している。2021年11月2日、松井一郎日本維新の会代表は「来年の参院選挙までに改正案を固め、参院選と同時に国民投票を実施すべきだ」と発言した。2021年11月7日、フジテレビ系『日曜報道 THE PRIME』で吉村洋文日本維新の会副代表は「維新の会は改憲勢力だ。自民党は憲法改正を党是といいながら、実は一部の保守層のガス抜きのためにやっているようなもの。本気で憲法改正をやりようと思っていない。自民党のやるやる詐欺に付き合うつもりはない」と発言した。2021年12月2日、公明党の北側一雄中央幹事会長は「来年の通常国会で、週1回の憲法審査会を衆参ともに開き、改憲論議を積み重ねれば合意形成はどんどん進む」と発言した。国民民主党の玉木雄一郎代表も「憲法審査会は毎週開いたらいい。われわれは議論するために歳費をいただいている。(審査会を開くことがすごいみたいになっていること自体、その文化を変えていかなければいけない)」と発言している。こうして公明党、日本維新の会、国民民主党は憲法改正の大合唱を繰り広げている。

(2) 自民党の改憲への動き

自民党も憲法改正に向けた言動を進めている。2021年11月20日、岸田首相は自民党の「憲法改正推進本部」を「憲法改正実現本部」に変えた。2022年2月1日、自民党憲法改正実現本部は全国各地で開く対話集会の実動部隊となる「タスクフォース(TF)」を始動させた。夏の参院選後を見据えて国民的な改憲論議を盛り上げ、国会での議論を後押しすることを狙いとしている。5月までの早い時期に全都道府県で1回目の集会開催を目指すという。講師は安倍元首相や麻生副総裁、石破茂元幹事長ら「集客力」の高い党重鎮などが担当する。そして自民党がまとめた改憲4項目の内容や狙いなどを説明するという(『読売新聞』2022年1月31日付(電子版))。

(3) 改憲4政党が主張する改憲項目

2021年12月16日の衆議院憲法審査会での改憲4政党の発言を紹介する。自民党の新藤義孝議員は「自衛隊の明記、緊急事態条項、合区解消・地方公共団体、教育充実の4テーマを、既にこの憲法審査会において議論のたたき台として提示をさせていただいております」と発言した。日本維新の会の馬場伸幸議員は「2016年3月、教育無償化、統治機構改革、憲法裁判所の3項目から成る憲法改正原案を取りまとめました」と発言した。公明党の北側一雄議員は「緊急事態において国会の機能をどう維持するか」、「デジタル社会における人権の保障と民主主義」、「地球環境保全の責務というテーマ」と発言した。国民民主党の玉木雄一郎議員は「統治分野での憲法改正の必要のある項目として議論しなければならないのは、……緊急事態条項の議論をすべき」、「あえて申し上げれば、緊急事態条項自体が危ないのではなく、まともな緊急事態条項がない中、曖昧なルールの下で憲法上の権利が制限され得る状態こそが危ないと考えます」、「次に、人権分野に関しては、やはりデジタル時代のデータ基本権の議論を深めるべき」と発言した。

(4) 何が問題か

2022年、「憲法改正」は正念場となる。「憲法改正」が市民の幸福と平和実現にとって有益なものであれば、私たち憲法学者は一般的に反対しない。しかし、改憲4政党が主張する改憲が実現すれば、基本的人権の尊重、平和主義、国民主権という憲法の基本原理の墓穴を掘ることになり、決して市民のためにならない。だからこそ多くの憲法学者は改憲に反対するのである。具体的に言えば、自民党・公明党・日本維新の会・公明党が主張する改憲案のうち、自衛隊明記の憲法改正、緊急事態条項、憲法裁判所、統治機構改革などの改憲案は危険・無謀である。環境権、データ基本権、教育無償化、参議院の合区解消などは憲法改正は必要なく、法律で対応すればよい。国会議員の任期延長やオンライン出席など、国会議員のために850億円もの改憲費用を費やす必要は全くない。これほど莫大な予算は、コロナで大変な状況にある市民の生活を守るため、生存権(憲法25条)や幸福追求権(13条)実現のために使うべきである。

さらに憲法改正の際には国民投票が実施される

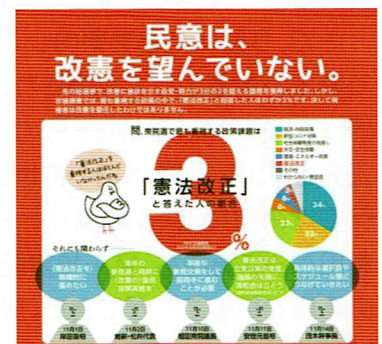
が、憲法改正国民投票について定めた改憲手続法（憲法改正刻印投票法）は公正公平なくみになっていない。たとえば CM 規制、インターネット規制がないため、お金を持っている人たちは財力にものを言わせて改憲の主張をテレビ CM やインターネット広告を使って大々的に宣伝することが可能になる。これでは「金で買われた憲法改正」になりかねない。また、外国資本への規制がないため、「外国資本に買われた憲法改正」になりかねない。外国資本による基地周辺の土地取得が問題だとして「土地等監視及び利用規制法」を制定したのであれば、改憲手続法でも外国資本を規制すべきである。森友学園問題では、赤木さんは小西議員や杉尾議員に吊るしあげられた翌日に自殺したといった、Dappi の悪質極まりないデマ記事が流れている。こうした悪質極まりないデマを規制しない限り、「デマから生まれた憲法改正」となりかねない。小西洋之議員が「歪曲と捏造を放置すれば民主主義が崩壊する 法的整備も必要だ」（『週刊金曜日』2021 年 11 月 12 日号）というように、デマへの対策も必要である。公正公平にならない改憲手続法の問題を解決しない限り、憲法改正国民投票は許されないとの認識を広める必要がある。2021 年 12 月 16 日、衆議院憲法審査会で日本維新の会の馬場伸幸議員は「憲法改正に向けた国会の発議権が制約されているかのような立憲民主党の物言いは、憲法違反の虚妄であります。憲法学が専門で、関西学院大学の井上武史教授が、手続法である国民投票法が障害になって憲法改正が制約されることはあってはならない、改正が必要なのであれば、三年という期限にとらわれず、直ちに審議して、いつ国民投票が行われてもよいように準備しておくのが憲法改正を発議する国会の責務であると喝破されているとおりであります。立憲民主党には、憲法に規定されている国民の憲法制定権力をないがしろにすることのないよう、強くくぎを刺しておきたい」と発言した。公平公正な手続が整備されていないのに国民投票が可能と主張するのであれば、それこそ「国民の憲法制定権力を蔑ろ」にしている。憲法改正の国会発議の制約＝国民の憲法改正権力の制約という主張こそ、主権者国民の憲法改正権力のさん奪である。

(5) 今後、どうすべきか

いま、日本で必要なのは憲法改正ではない。生存

権(25 条)や幸福追求権(13 条)を実現する政治である。改憲政党が主張するような、憲法審査会の毎週開催や分科会設置ではない。こうした認識を社会に浸透させるとりくみが必要である。

そして何より、2022 年 7 月の参議院選挙では、改憲 4 政党の議席を大幅に減らすためのとりくみが必要である。「衆院議員の任期満了は 25 年 10 月。自民、公明両党が夏の参院選に勝利すれば、首相が衆院を解散しない限り、その次の参院選が行われる 25 年夏まで国政選挙のない「黄金の 3 年」が手に入り、政府・与党としては腰を据えて重要課題に取り組める環境が整う」と『読売新聞』2022 年 1 月 31 日付(電子版)は指摘する。こうした「黄金の 3 年間」を改憲 4 政党に渡さないため、まずは 2022 年 7 月の参議院選挙で改憲 4 政党の議席を大幅に減らすとりくみが重要になる。2022 年は「改憲」への対応も本腰を入れる必要がある。



「憲法改悪を許さない全国署名」

を進めましょう！

岸田自公政権と日本維新の会などの改憲の動きに対して、「9 条改憲 NO！全国市民アクション」「戦争をさせない！9 条壊すな 総がかり行動実行委員会」は、改憲反対の新たな署名を提起しました。あいち総がかり行動は、1 月 19 日、新署名スタート集会を、飯島滋明さんの「憲法の危機と闘いの展望」をテーマの講演していただき、署名に取り組むこととしました。今回の署名は数も重要ですが、各政党の改憲論の過ちを一つひとつ反論していく必要があると思います。また、中国脅威論や台湾有事、朝鮮のミサイル発射などの危機あおりにも対抗していく必要があります。署名をツールに対話を深め、改憲がいかに危険か、多くの方に訴えていきましょう。

※以下のサイトからネット署名もできます。

<http://kaikenno.com/?p=1826>